

地方消費税交付金（社会保障分）の使途

消費税率は2014年4月1日より5%から8%に引き上げられ、2019年10月1日より8%から10%に引き上げが予定されています。地方税法（昭和25年法第226号）第72条の115の規定により、全て「社会保障施策に要する経費」に充てることとされており、木祖村に交付される「地方消費税交付金」の使途（使い道）は次のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金（社会保障分） 22,500千円（予算額）

【歳出】

（単位：千円）

区 分		金 額	財源内訳		
			特定財源	地方消費税 交付金	一般財源
民生費	社会福祉総務費	78,004		25,087	
衛生費	保健予防費	7,779	5,208	5,000	2,571
合 計		85,783	30,295	22,500	55,488